

鳥取県米粉食品普及推進協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、鳥取県米粉食品普及推進協議会（以下本会と略）とする。

(目的)

第2条 本会は、新たな米の需要拡大につながる「米粉食品」に関する会員相互の情報交換や利用促進・啓発等に必要の事業を行い、「米粉食品」の普及推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換を行うための事業。
- (2) 米粉食品の普及・啓発を図るための事業。
- (3) 米粉食品の新規開発に関する調査・研究。
- (4) その他、会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会の目的に賛同する鳥取県所在の企業及び団体を正会員とする。

2 本会の目的に賛同する鳥取県在住の個人を個人会員とする。

3 本会の目的に賛同する県外の企業及び団体並びに個人は、協賛会員とする。

4 本会は、加入の申し込みと、会費の納入をもって加入することができる。なお、事業年度の末日までに会費を納入しない会員は資格を失う。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 幹事 1名

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 会計は、本会の会計を所掌する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

6 事務局長と幹事は、本会の事務を管轄する。

(役員を選出)

第7条 理事及び監事は、総会で選出する。

2 会長、副会長、会計は、理事の互選により選出する。

3 事務局長と幹事は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、毎事業年度当初及び必要に応じ会長が招集し、次の事項について審議し、出席者の過半数をもって議決する。

- (1) 役員選出
- (2) 決算承認
- (3) 規約の制定、変更及び改廃
- (4) 会務の計画、執行に関する事項
- (5) その他重要な事項

(理事会)

第10条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会により委任された事項
- (2) 会務の計画、執行に関する文書
- (3) 総会に提出する議案
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第11条 本会の運営は、会費・助成金及びその他の収入により行う。

2 本会の会費は、年会費、正会員5,000円、個人会員1,000円、協賛会員5,000円とし、毎事業年度当初に納入する。

納入された会費は、原則返金しない。

3 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、鳥取県パン協同組合内に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めのないものは、理事会において協議・決定する。

(附則)

第14条 この規約は、設立の日(平成16年11月19日)から施行する。
一部改正 平成17年5月27日